

検証・評価・企画委員会
本会合における主な論点

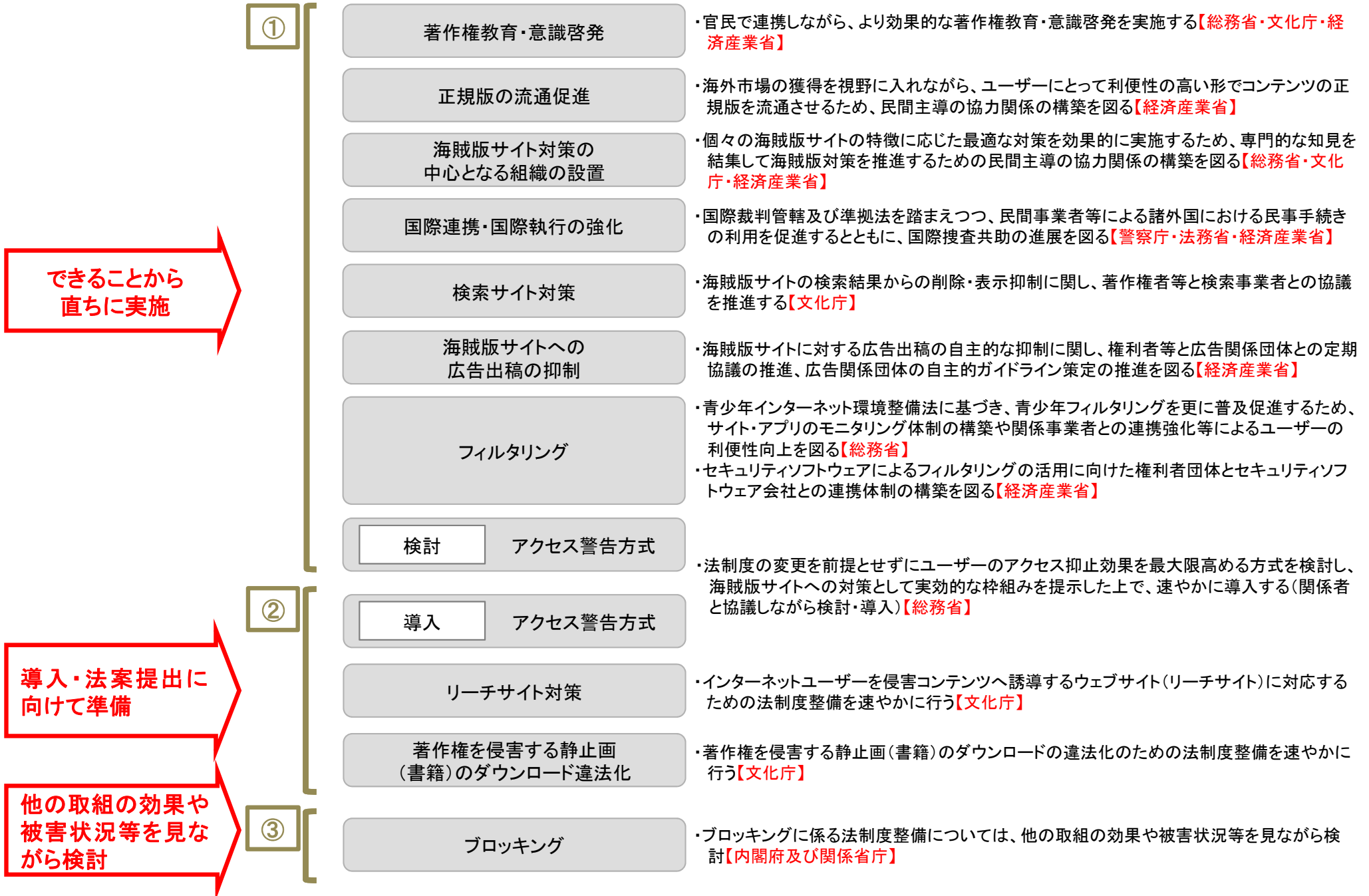
2019年3月

内閣府知的財産戦略推進事務局

1. インターネット上の海賊版への 総合的な対策メニュー(案)

インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー(案)

「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」等の議論を踏まえ、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、以下に掲げる対策を段階的に実施する。



当面の対策の進め方(案)

(1) 著作権教育・意識啓発

これまでの進捗・効果	2019年度前半の実施予定	2019年度後半の実施予定	担当省庁
○官民で連携しながら、より効果的な著作権教育・意識啓発を実施すること			
<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での「出前講座」(e-ネットキャラバン)を、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催する中で、違法コピーの問題等、著作権関連の啓発を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、著作権関連の啓発を含むe-ネットキャラバンを推進。特に、2月から5月まで「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として重点的に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、著作権関連の啓発を含むe-ネットキャラバンを推進。 	【総務省】
<ul style="list-style-type: none"> 都道府県職員、教職員、図書館等職員向けの著作権講習会を開催しているほか、共催を希望する自治体において広く国民を対象とした著作権セミナーを開催。 平成30年10月に海賊版に関する普及啓発ポスターを作成し、全国の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、中等教育学校、高等専門学校(計36,845校)に配布。 平成31年1月より、従来実施してきた普及啓発施策を検証するための調査研究を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の検証結果を踏まえ、文化庁ウェブサイトにおいて、著作権教育教材を一元的に参照できるページを作成するなど、効果的な普及啓発を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、教材作成や広報など、効果的な普及啓発を推進。 	【文化庁】
<ul style="list-style-type: none"> 出版広報センターが、マンガの人気キャラクターを用いた「STOP!海賊版」キャンペーン(平成30年8月~)における周知活動を実施。 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)が「世界知的所有権の日(4月26日)」に合わせて日中韓の著名キャラクターを用いたポスター及び動画を作成・公開。 	引き続き周知活動を実施。		【経済産業省】

当面の対策の進め方(案)

(2) 正規版の流通促進

これまでの進捗・効果	2019年度前半の実施予定	2019年度後半の実施予定	担当省庁
<p>○海外市場の獲得も視野に入れながら、ユーザーにとって利便性の高い形でコンテンツの正規版を流通させるため、民間主導の協力関係の構築を図ること。</p>			
<p>・出版広報センターが、電子取次事業者や電子書店の協力を得て、正規版の配信サイト等に掲示されるABJマーク（ABJは”Authorized Books of Japan”の略）の運用を開始（平成30年11月）。</p>	<p>・マンガ・アニメ海賊版対策協議会内に、中小出版事業者を含むマンガ・アニメ事業者の事業連携等の協議・連絡を行うWGを設置。</p>	<p>・引き続き協議等を実施。</p>	<p>【経済産業省】</p>

当面の対策の進め方(案)

(3) インターネット上の海賊版対策の中心となる組織の設置

これまでの進捗・効果	2019年度前半の実施予定	2019年度後半の実施予定	担当省庁
<p>○個々のインターネット上の海賊版の特徴に応じた最適な対策を効果的に実施するため、専門的な知見を結集して海賊版対策を推進するための民間主導の協力関係の構築を図ること。</p>			
<ul style="list-style-type: none"> 通信事業者の協力が必要な対策を実施する場合の前提として、権利者側と通信事業者側の協力関係を築くために必要となる相互の信頼関係の醸成のための両者の対話への働きかけを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 権利者側と通信事業者側の相互の信頼関係の醸成を進めるとともに、協力関係構築の具体化に向けた両者の対話を深めるよう働きかけを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 権利者側と通信事業者側が相互の信頼関係に基づいた協力関係を構築し、両者の対話と相互理解の下で、両者が協同して具体的な取組が実施されるよう、必要な支援を行う。 	<p>【総務省】</p>
<ul style="list-style-type: none"> CODAと広告関連3団体（公益社団法人日本アドバイザーズ協会（JAA）、一般社団法人日本広告業協会（JAAA）、一般社団法人日本インタラクティブ広告協会（JIAA））が、海賊版サイトへの広告出稿抑制についての定期協議（平成30年7月～）を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 海賊版サイトへの広告出稿抑制について、CODAと広告関連3団体（JAA、JAAA、JIAA）の合同会議を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き合同会議等を実施。 	<p>【経済産業省】</p>

当面の対策の進め方(案)

(4) 国際連携・国際執行の強化

これまでの進捗・効果	2019年度前半の実施予定	2019年度後半の実施予定	担当省庁
<p>○国際裁判管轄及び準拠法を踏まえつつ、民間事業者等による諸外国における民事手続きの利用を促進するとともに、国際捜査共助の進展を図ること。</p>			
<p>・警察では、外交ルート等を通じた国際捜査共助の枠組みを活用し、国外の捜査機関に対して協力を要請して、海賊版事犯を含む著作権侵害事犯の検挙に努めている。特に、互いの交流が活発である国や地域との間では、国際捜査共助の迅速化・効率化並びに一層確実な実施を図るため、個別に刑事共助条約(協定)を締結している(これまでに米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間で締結)。</p>	<p>・国境を越えて行われる海賊版事犯に対し、引き続き、国際捜査共助の枠組みを活用して捜査を推進していく。</p>	<p>・国境を越えて行われる海賊版事犯に対し、引き続き、国際捜査共助の枠組みを活用して捜査を推進していく。</p>	<p>【警察庁】</p>
<p>・我が国は、外交ルートを通じて刑事事件の捜査・公判に必要な証拠の提供等を受けているほか、米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間で、それぞれ刑事共助条約又は協定を締結するとともに、サイバー犯罪に関する条約、国際組織犯罪防止条約(TOC条約)等の刑事共助を規定する多国間条約を締結し、多数の国・地域との間で円滑な国際捜査共助体制を構築している。</p>	<p>・ベトナムとの間で刑事共助条約の新規締結に向けた交渉が行われており、引き続き合意に向けた努力を続ける。</p>	<p>・ベトナムとの間で刑事共助条約の新規締結に向けた交渉が行われており、引き続き合意に向けた努力を続ける。</p>	<p>【法務省】</p>
<p>・CODAを通じて、 ①侵害地国における最新情報の継続的な把握 ②各国の権利者団体と連携して、侵害地国の捜査機関に対する取締強化の要請等を実施。 ③権利者と協議のうえ、違法販売業者等に対する共同エンフォースメントの実施。</p>	<p>・十分な予算を確保の上、引き続きエンフォースメントを実施。</p>	<p>・十分な予算を確保の上、引き続きエンフォースメントを実施。</p>	<p>【経済産業省】</p>

当面の対策の進め方(案)

(5) 検索サイト対策

これまでの進捗・効果	2019年度前半の実施予定	2019年度後半の実施予定	担当省庁
<p>○海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制に関し、著作権者等と検索事業者との協議を推進すること。</p> <div data-bbox="129 440 792 863" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討を進め、2019年2月に「文化審議会著作権分科会報告書」をとりまとめ。 ・報告書では、権利者団体及びインターネット情報検索サービス事業者との間で協議が行われるとともに、文化審議会著作権分科会としてはまずは当事者間の取組みの状況を見守ることとし、必要に応じて対応を検討していくこととされた。 </div>	<div data-bbox="824 440 1330 863" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・文化審議会において協議の進捗状況について報告を聴取し、今後の対応を検討。 </div>	<div data-bbox="1344 440 1850 863" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者間の取組状況を踏まえ、必要に応じ文化審議会において検討。 </div>	<p>【文化庁】</p>

当面の対策の進め方(案)

(6) 広告出稿の抑制

これまでの進捗・効果	2019年度前半の実施予定	2019年度後半の実施予定	担当省庁
<p>○海賊版サイトに対する広告出稿の自主的な抑制に関し、権利者等と広告関係団体との定期協議の推進、広告関係団体の自主的ガイドライン策定の推進を図ること。</p> <div data-bbox="120 440 801 874" style="border: 1px solid blue; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ CODAと広告関連3団体（JAA、JAAA、JIAA）が、海賊版サイトへの広告出稿抑制についての定期協議を実施。広告関連3団体が、CODAが提供する違法サイトリストを会員各社に定期的に共有。 </div>	<div data-bbox="831 440 1305 647" style="border: 1px solid blue; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海賊版サイトへの広告出稿抑制について、CODAと広告関連3団体（JAA、JAAA、JIAA）の合同会議を設置。 </div> <div data-bbox="831 663 1305 874" style="border: 1px solid blue; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ JIAAが、広告配信プラットフォーム事業者が適切な広告掲載先の選定を行うためのガイドラインを策定。 </div>	<div data-bbox="1346 440 1821 647" style="border: 1px solid blue; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き定期協議等を実施。 </div> <div data-bbox="1346 663 1821 874" style="border: 1px solid blue; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き定期協議等を実施。 </div>	<p>【経済産業省】</p>

当面の対策の進め方(案)

(7)フィルタリング①

これまでの進捗・効果	2019年度前半の実施予定	2019年度後半の実施予定	担当省庁
<p>○青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年フィルタリングを更に普及促進するため、サイト・アプリのモニタリング体制の構築や関係事業者との連携強化等によるユーザーの利便性向上を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正青少年インターネット環境整備法の施行（2018年2月）に先立ち、携帯電話事業者等に対し、フィルタリングに関して強化された義務の履行の徹底を要請（2018年1月）するとともに、店頭等での周知用として、携帯電話事業者等に対し、フィルタリングに係る店側の義務や保護者の役割等を説明するリーフレット40万部を配布（2018年1月）。 保護者や教職員に対するフィルタリングの必要性等を周知するため、フィルタリングの仕組みや活用法に特化した学校等への「出前講座」（e-ネットキャラバンPlus）を実施。 さらに、利用者に分かりやすく、使いやすいフィルタリングの実現を推進するため、総務省の「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」における議論を踏まえ、携帯キャリアにおいて、フィルタリングサービスの名称・フィルタリングアプリアイコンを統一したほか（2017年3月）、小学生・中学生・高校生モードに加え、リテラシーの高い層向けに「高校生プラスモード」を導入（2017年3月）。 安心ネットづくり促進協議会の「インターネット環境整備に係る検討会」において、保護者のフィルタリングのカスタマイズに資する情報発信について先行的に検討を行い、当該検討を踏まえ、SNSアプリの特徴や利用上の注意点等を発信。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、フィルタリングの必要性等の周知等を実施。 また、「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」において、改正青少年インターネット環境整備法に基づき、フィルタリング利用率向上のための方策や関係事業者との連携強化等によるユーザーの利便性向上等の方策等について検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、フィルタリングの必要性等の周知等を実施予定。 また、2019年度前半の検討を受けて、保護者のフィルタリングのカスタマイズに資する情報を発信する予定。 	<p>【総務省】</p>

当面の対策の進め方(案)

(7)フィルタリング②

これまでの進捗・効果	2019年度前半の実施予定	2019年度後半の実施予定	担当省庁
<p>○海賊版サイトにはセキュリティ上問題があるサイトも存在するため、セキュリティソフトウェアによるフィルタリングの活用に向けた権利者団体とセキュリティソフトウェア会社との連携体制の構築を図ること。</p> <div data-bbox="120 440 763 719" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ CODAから個々のセキュリティソフトウェア会社に海賊版サイトのリストの提供を実施。 </div>	<div data-bbox="824 440 1301 719" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ CODAとJNSA等との協力により、CODAが海賊版サイトのリストを定期的に提供し、セキュリティソフトウェア会社等が当該リストをフィルタリングに活用するための連携枠組みを構築。 </div>	<div data-bbox="1341 440 1818 719" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記連携に基づいた、CODAからJNSA等への海賊版サイトリストの定期的な提供やセキュリティサービスへの更なる活用検討の働きかけ。 </div>	<p>【経済産業省】</p>

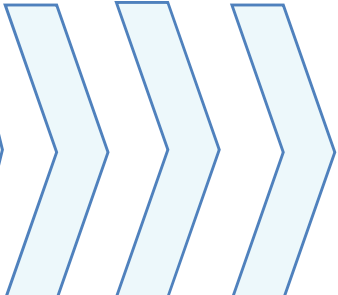
当面の対策の進め方(案)

(8) アクセス警告方式

これまでの進捗・効果	2019年度前半の実施予定	2019年度後半の実施予定	担当省庁
<p>○海賊版サイトにアクセスする者に対して警告を表示する「アクセス警告方式」について、法制度の変更を前提とせずにユーザーの海賊版サイトへのアクセスの抑止効果を最大限高める方式を検討し、海賊版サイトへの対策として実効的な枠組みを提示した上で、速やかに導入すること。</p> <div data-bbox="120 464 745 831" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ISP等による「アクセス警告方式」の導入のための今後の進め方を検討するとともに、導入するために必要な検討課題の1つである通信の秘密との関係等についての法的整理に向けた準備を行っているところ。 </div>	<div data-bbox="824 464 1285 831" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ISP等が「アクセス警告方式」を導入するために必要な法的整理についての検討を行う。また、「アクセス警告方式」の導入・実施に当たっての技術的可能性や必要なコストについて、通信事業者等からヒアリングを行い、課題の洗い出しを行う。 </div>	<div data-bbox="1344 464 1805 831" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 法的整理についての検討によって得られた結論のほか、技術的可能性や必要なコストを踏まえて、ISP等による導入の具体化に向けてISP等との協議を進め、導入を働きかける。 </div>	<p>【総務省】</p>

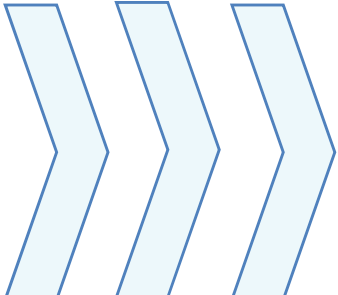
当面の対策の進め方(案)

(9)リーチサイト対策

これまでの進捗・効果	2019年度前半の実施予定	2019年度後半の実施予定	担当省庁
<p>○インターネットユーザーを侵害コンテンツへ誘導するウェブサイト（リーチサイト）に対応するための法制度整備を速やかに行うこと。</p> <div data-bbox="120 440 763 735" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討を進め、2019年2月に「文化審議会著作権分科会報告書」をとりまとめ。 第198回国会への法案提出に向けた準備を進めていたが、提出を見送り。 </div>	<div data-bbox="826 440 1397 735" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き法案提出に向けた準備を進める。 </div>		<p>【文化庁】</p>

当面の対策の進め方(案)

(10) 著作権を侵害する静止画(書籍)のダウンロード違法化

これまでの進捗・効果	2019年度前半の実施予定	2019年度後半の実施予定	担当省庁
<p>○著作権を侵害する静止画(書籍)のダウンロードの違法化のための法制度整備を速やかに行うこと。</p> <div data-bbox="120 440 763 735" style="border: 1px solid #0070C0; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討を進め、2019年2月に「文化審議会著作権分科会報告書」をとりまとめ。 第198回国会への法案提出に向けた準備を進めていたが、提出を見送り。 </div>	<div data-bbox="831 440 1391 735" style="border: 1px solid #0070C0; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの課題を両立すべく、国民の皆様の声をより丁寧に伺いながら引き続き法案提出に向けた準備を進める。 </div>		<p>【文化庁】</p>

2. 最近の国際的な動向

1. 「DSM著作権指令案」の合意(EU)

■ 2019年2月、「EUデジタル単一市場における著作権指令案(DSM著作権指令案)」について、欧州理事会・欧州議会・欧州委員会が合意し、3月に欧州議会における最終承認が得られた。インターネット業界等からの反対もあるものの、今後、欧州理事会における最終承認が得られれば、加盟国は2年以内に国内法を整備することとなる。(出典)欧州委員会プレスリリース(http://europa.eu/rapid/press-release_STATEMENT-19-1839_en.htm)

第3条

・科学調査を目的とするテキスト・データ・マイニングに関する権利制限の追加

第4条

・教育目的でのデジタル利用に関する権利制限の追加

第15条

・報道出版物のオンライン上での利用に関する報道機関の著作者隣接権

第17条

・プラットフォームのコンテンツ権利者からの利用許諾等の取得義務と、利用許諾等を欠く場合のプラットフォームの責任

第20条

・利用許諾や権利譲渡に関する著作者等への対価が作品等から得られる収入より不均衡に低い場合の調整の仕組み

(出典)欧州議会が2018年3月26日に可決したDSM著作権指令案(<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-//EP//NONSGML+TA+P8-TA-2019-0231+0+DOC+PDF+V0//EN>)から内閣府知的財産戦略推進事務局において要約。

欧州委員会プレスリリース記載のQ&A(抜粋)

Q: 報道出版社の新たな権利は、報道出版物の一部(いわゆる「スニペット」)も対象か?

A: 個々の単語の使用または非常に短い報道出版物の抜粋は、新しい権利の範囲に含まれない。

Q: 報道出版社の新しい権利は、個々のユーザーに効果を及ぼすか?

A: 本指令は個々のユーザーを対象としておらず、ニュースアグリゲーターなど、大規模なオンラインプラットフォームまたはサービスによる報道出版物のオンライン利用を対象としている。インターネットユーザーは、現在と同様に、ソーシャルメディア上のコンテンツを共有し、Webサイトや新聞へのリンク(ハイパーリンク行為)を続けることができる。

Q: 新規則は、クリエイターとオンラインプラットフォームの間のいわゆる「バリューギャップ」にどのように取り組むのか?

A: 第13条の対象となるプラットフォームは、著作権の対象となる行為(すなわち、コミュニケーションする行為または公衆に利用可能にする行為)を実行しているとみなされる。プラットフォームは、権利保有者と締結した使用許諾契約がない状況では、責任を回避したい場合には一定の措置を講じる必要がある。特に、プラットフォームは以下の行為を行う必要がある。

(i) 使用許諾を得るために最善を尽くすこと

(ii) 権利者が必要かつ関連する情報を提供した無許諾コンテンツの利用ができないことを確保するために最善を尽くすこと

(iii) 通知を受け取った後に無許諾コンテンツを迅速に削除し、将来のアップロード防止に最善を尽くすこと

(出典) 欧州委員会プレスリリース(http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-19-1151_en.htm)を内閣府知的財産戦略推進事務局において仮訳し、太字下線を付記。

2. 「模倣品・海賊版ウォッチリスト」の発表(EU)

- 2018年12月、欧州委員会が今回が初めてとなる「模倣品・海賊版ウォッチリスト」を発表。
- EU域外において偽造品・海賊版から利益を得たり偽造品・海賊版を促進したりしているとされるインターネット上のマーケットやサービス提供者等を公開することで、関係者が必要な行動をとれるよう支援。

悪質とされたインターネット上のマーケット及びサービス提供者等

Cyberlockers	<i>Rapidgator.net (rg.to), Uploaded.net (ul.to, uploaded.to), Openload, 4shared.com, Sci-hub.tw/#about, Library Genesis Group</i>
Stream-ripping Websites	<i>H2converter.com, Downvids.net</i>
Linking or referrer Websites	<i>Fullhdfilmizlesene.org, Seasonvar.ru, Dwatchseries.to, 1channel.ch, Rnbexclusive.review</i>
Peer-to-Peer and BitTorrent Indexing Websites	<i>Rarbg.to, Rutracker.org, Torrentz2.eu, 1337x.to, ThePirateBay.org</i>
Unlicensed Pay Per Download Sites	<i>Mp3va.com & Mp3caprice.com</i>
Websites for Piracy Apps	<i>Popcorn Time</i>
Hosting Providers	<i>Private Layer, Cloudflare</i>
Ad-Networks	<i>WWWPromoter</i>
E-commerce Platforms	<i>Bukalapak, Lazada.co.th, Snapdeal.com, Naver.com EVO Company Group (Tiu.ru, Prom.ua, Bigl.ua, Deal.by, and Satu.kz)</i>

世界最大級のBitTorrent Websiteであり、映画・音楽・テレビ番組・ソフトウェア・ビデオゲーム・書籍等あらゆるコンテンツを提供。

クリエイティブ産業(映画・音楽・出版等)からの報告によると、世界の海賊版サイトの40%において同社のサービスが使用されているとされる。

現地の欧州商工会議所によると、2017年に12社で50,000件の削除要請を行ったが、「レプリカ」等の単語で多数の検索結果が出るなど、改善が必要とされている。

(注1) EUの「偽造品・海賊版ウォッチリスト」においては、上記の他、医薬品の違法販売サイトや、インターネット上ではなく実物として存在する偽造品・海賊版市場についても掲載されている。

(注2) 情報ソースは、EUIPO(欧州連合知的財産庁)、Europol(欧州刑事警察機構)、EU加盟国、Alexa・SimilarWeb、Google透明性レポート等に基づくとしている。

(出典) 欧州委員会プレスリリース(<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1952>)、欧州委員会「偽造品・海賊版ウォッチリスト」(http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2018/december/tradoc_157564.pdf)、より内閣府知的財産戦略推進事務局が作成。(吹き出しの情報についても、「ウォッチリスト」に記載されている情報を元に作成。)

3. 「オンライン広告と知的財産権に関するMoU」(EU)

- 2018年6月、欧州委員会がリードした「オンライン広告と知的財産権に関するMoU」の海賊版サイトに対する広告出稿抑制の自主的な枠組みに広告業界が加わった。

EUにおける「オンライン広告と知的財産権に関するMoU」の内容

参加者	コミットメント
全参加者	欧州及び各国の競争法を完全に遵守しながら、本MoUにより求められる行動をとること。
	知的財産権の侵害に関する「資金源追及」アプローチを支持し、商業的規模の知的財産権侵害から資金を奪うことによって、侵害行為により侵害者が儲けることを防ぐこと。
	契約相手との関係において、本MoUの対象となるサービスについては、本MoUのコミットメントの精神を称揚しながら行動すること。
広告出稿者	商業的規模で著作権を侵害する又は模造品を頒布するウェブサイト・携帯アプリに対して広告を出稿しないよう、合理的な方法をとること。
	自社の広告が上記のようなウェブサイト・携帯アプリに掲載されていることを認識した場合、当該広告が削除されるよう合理的なステップを踏むこと。
	自社のポリシーやアセスメント基準に従って、ウェブサイト・携帯アプリへの広告出稿を規律すること。
広告仲介者	知的財産権に関するポリシーを採用し、当該ポリシーを公開すること。
	商業的規模で著作権の侵害や模倣品の頒布を行うウェブサイト・携帯アプリに自社の広告仲介サービスを通じて広告が掲載されないよう、広告出稿者やその他の広告媒体購入者がツールを使うことを、広告仲介者は広告出稿者やその他の広告媒体購入者との契約において認めるようにしていくこと。
	広告出稿者のポリシーに基づき検知された違反ウェブサイトや携帯アプリに自社の広告仲介サービスを通じて広告が掲載されないよう、違反掲載が認識された場合は、自社の広告仲介サービスを通じて掲載された広告がこれらのウェブサイトから削除されるよう、広告出稿者がツールを使うことを個別に許可すること。
業界団体	知的財産権に関するポリシーを採用し、当該ポリシーを公開すること。
	(1)加盟各社が商業的規模で著作権の侵害や模倣品の頒布を行うウェブサイトや携帯アプリの広告スペースを販売・推奨・購入しないよう、また(2)加盟各社が自社のサービスをこうした広告スペースへの広告掲載に利用させないよう、最大限、働きかけること。 それが適切だと認められる場合、MoUに参加するよう加盟各社に働きかけること。

4. 「知的財産権尊重データベース」の構築(WIPO)

- 2018年、世界知的所有権機関(WIPO)は、海賊版サイトに企業が広告を掲載しないため利用できるよう、海賊版サイトのリストを多国間で共有する「知的財産権尊重データベース」を構築。
- 現在、WIPOが運用開始に向けて関係国や広告業界と調整中。

WIPO「知的財産権尊重データベース」の概要

